

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS - 86
提出年月日	令和2年6月1日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

保安規定第61条

非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ に関する LCO 等について

令和2年6月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 保安規定第 61 条の変更について

非常用ディーゼル発電機燃料移送系は、設置許可基準規則第 5 7 条（電源設備）に係る重大事故等対処設備（設計基準拡張）であり、非常用ディーゼル発電機が 7 日間の連続運転を達成するために必要な燃料を供給する機能を有する。

非常用ディーゼル発電機燃料移送系については、燃料ディタンクから非常用ディーゼル発電機までは保安規定第 59/60 条に、軽油タンクは保安規定第 61 条に LCO を定めるが、軽油タンクからディタンクまでの移送ライン（以下、移送ライン）は保安規定上明確に要求されていない。これは旧基準で移送ラインは安全重要度分類 MS-2 の設備であったためである。

今回保安規定補正申請では、「保安規定変更に係る基本方針」に基づき、全ての重大事故等対処設備に対して LCO 等を設定しており、移送ラインについても既存の保安規定第 61 条に LCO 等を設定した。

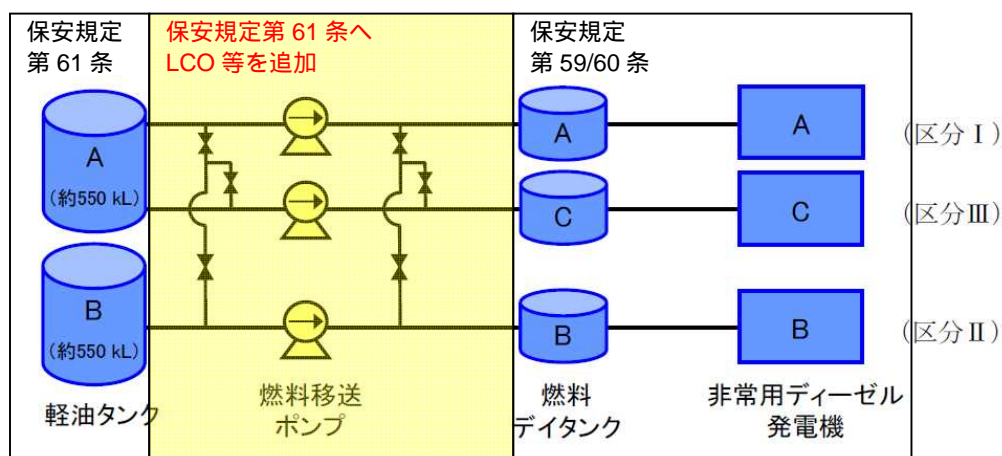


図 非常用ディーゼル発電機燃料移送系 系統概略図

【旧基準】

「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針(JEAG4612)」では、以下の理由から移送ラインをディーゼル発電機の間接関連系としてクラス 2 に位置付けられていた。

- ・ディーゼル発電機用燃料タンクのみで 8 時間の連続運転が可能であり、これを超えて外部電源喪失が起こる可能性が少ない
- ・移送ラインの機能喪失を想定しても、ディーゼル発電機の機能喪失発生までに時間余裕があり、その間に補修又は代替手段等が可能である。

以上